

# 刑事裁判における証明基準の研究 (三)

## —「合理的な疑い」の機能的検討—

中川孝博

はじめに

第一章 日本における事実認定審査の現状

第一節 検討の方法

第二節 最高裁有罪判決破棄・無罪判決維持事例

第三節 最高裁無罪判決破棄・有罪判決維持事例

第四節 控訴審の裁判例

第五節 一番で確定した無罪事例

一 反対仮説の検討

(一) 被害者供述の信用性

(二) 自白の信用性

(三) 一部否認事件

二 「合理的な疑い／説明」に対する姿勢

(一) 「一般的な疑い」に対する姿勢

(二) 「一般的な説明」に対する姿勢

(三) 捜査、検察側の立証に対する帰責

三 小括

(以上四七号)  
(以上四九号)

第六節 日本の裁判例検討総括

一 本章のまとめ

二 従来<sup>(1)</sup>の認識・評価との関連 …………… (以上本号)

第二章 ドイツにおける事実認定審査の現状

第三章 英米において「合理的な疑い」基準が果たしている機能

第四章 「合理的な疑い」基準をめぐる諸問題の検討

むすびにかえて

第五節 一審で確定した無罪事例

日本における一審無罪率が〇・一%弱であること、および、一審で無罪になった事件が検察官上訴される可能性は高いこと<sup>(1)</sup>に鑑みると、一審で確定した無罪事例は非常に特殊なものではないかという推測が成り立つ。そこで、これまで検討してきた事例と、一審で確定した無罪事例との間に、判決理由の表現形式においてどのような違いがみられるか、検討する。

一 反対仮説の検討

一審で確定した無罪事例の、(それ以外の無罪事例と比較して)際だった特色といえるのは、相当具体的な反対仮説の提示を行っていることである。<sup>(2)</sup> 例えば供述の信用性が問題となる場合、信用できないというだけでなく、なぜ虚

表5 一審で確定した無罪判決一覧

本稿でとりあげた争点	出典
[被害者供述の信用性]	東京地判平4・2・17（判時1454・154）
[自白の信用性]	浦和地判平5・6・23（判時1506・157）
[被告人の弁解の信用性]	浦和地判平5・7・6（判タ842・222）
[自白の信用性]	松山地判平5・10・12（判時1504・161）
[自白の信用性]	松山地判平5・11・10（判タ847・291）
[自白の信用性]	和歌山地判平6・3・15（判時1525・158）
[被害者供述の信用性]	東京地判平6・12・16（判時1562・141）
[共犯者の自白の信用性]	福岡地判平9・5・16（判時1617・150）
[真犯人？供述の信用性]	甲府地判平9・7・8（判時1656・159）
[巻き込み供述の信用性]	広島地判平9・9・18（判時1630・156）
[目撃者供述の信用性]	東京地判平10・1・12（判タ991・283）
[共犯者の自白の信用性]	東京地判平10・6・29（判タ1003・308）

\* 著名事件はほとんどなかったため、本表では、事件名の代わりにとりあげた争点を記した。

偽の供述を行ったのか、そして真相はどうだったのかという点まで具体的に叙述しているものがある。

（一）被害者供述の信用性

特に具体的かつ詳細な反対仮説は、強姦事件における被害者供述の信用性評価においてみられる。例えば東京地裁平成四年二月一七日判決<sup>(3)</sup>は、被告人の弁解と証人の供述を逐一対比させ、被告人の弁解についてはある程度具体的な理由を挙げて一応肯定し、証人の供述については、具体的な理由を挙げて否定した結果、次のような仮説を提示した。

A子（被害者）は、口論の後、客で仕事に便宜を図ってくれていた被告人を失い、商品まで返されたというのでは、会社に向うけができないので、何とか被告人と和解し、今後も取引関係を続けたいと思ひ、胸への愛撫をしぶしながら

承した。そして、次から次へとわいせつ行為を要求され、写真撮影をも求められ、そこまでならと一つ一つ応じていくうちに、次第に自らも行為に引き込まれてしまい、結局姦淫以外の行為は全て応じてしまった。ところが、被告人は、彼氏に写真を送るとか、売りさばくなどといやみを言った後、眠くなったと言って一人で横になってしまった。A子は、我に返り、被告人の要求に応じてしまったことを後悔するとともに、誰にも見せないということわいせつ写真の撮影を甘受したのに、約束に反してこれを婚約者等に送るなどと言われたことや、そのように好き勝手なことを言っておきながら、自分を放置したまま横になってしまうという被告人の身勝手さに対して、怒りがこみ上げてきて、感情の抑制がつかなくなった。A子は、被告人に色々と文句を言っていたが、酒の酔いと疲労のため眠くなってまともに相手にしない被告人に対する腹立ちを強め、被告人の頭部を土鍋などで殴って憤懣をぶつけたが、被告人が冷淡な態度をとり続けたため、売り言葉に買い言葉で、被告人の心胆を寒からしめるために、警察を呼ぶといつて、窓を開けて大声で叫んだ。その結果警察に通報され、警察官が駆け付けてきたため、事が大きくなり引つ込みがつかなくなってしまうし、しばらくためらったが、被告人とこんな行為をした後にけんかになったと話すわけにはいかないし、自己の名誉を守る必要もあるものと判断し、室外へ飛び出すと、被告人にわいせつ行為を強制された旨訴え、その後は、やむを得ず、強制されたとの筋での供述をすることとなつていった。<sup>(4)</sup>

もちろん、このような具体的仮説は単なる想像で生じたものではなく、証拠を十分に検討したうえで提示されたものであり、その旨の叙述は膨大な量に及んでいる。その意味で、仮に上訴されても、上訴審が最も具体的、説得的に叙述できる類型である、「判決に叙述されていないという意味で」証拠を検討していない<sup>(5)</sup>方式により介入することはほとんどできないようなものになっている。

同じく強姦事件である東京地裁平成六年二月一六日判決は、<sup>(6)</sup>「被告人は、被害者A子と性交した後に、車内で嘔吐した同女を責め、強引に社外へ引っぱり出そうとしたというのであるから、被告人は同女に対しそのプライドを踏みにじるような無礼な振る舞いをし、同女と非常に気まずい別れ方をしたことが明らかである。A子は、別れ際に被

告人からこのような仕打ちを受けたことにより、強い屈辱感を抱いたと思われる。そうだとすると、A子の性格からして、被告人に対する怒りを友人等にぶちまけようとするのはごく自然のことであろう。そうする場合に、A子としては、和姦を前提にしては自己のプライドを著しく損なう笑い話にしかならないと考え、本当はかなり深酔いしていたため、断片的な記憶しか残っていないのに、これらを適当につなぎ合わせ、証言のようなストーリーを思いつき、本件直後にまずD子にこれを伝えたのを契機として、次々に友人らに同じ様な話しをし、友人・知人の協力を求めて被告人に圧力をかけてもらったが、被告人が謝罪等を全くしない一方、周囲の告訴等を勧める動きも強まり、ついには告訴に及び、その延長線上で真実に反する証言に及んでいるのではないかと考えられる」という仮説を提示している。

この仮説が提示されるまでの経過をみてみよう。①客観的状況と被害者証言との矛盾、証言態度から窺える被害者の人物像、被害者供述の変遷の理由、被害者の経歴、素行等について、まず多数疑いを指摘して。しかし、これらの疑いから得られる結論を「(被害者の)証言には虚偽・誇張が含まれていると疑うべき兆候があるといわなければならない」という程度にとどめ、「A子の証言の信用性を個別的・具体的に判断していくこととする」として、②本件発生前の被害者の行動、被害者の飲酒量、被告人の車に乗る際の状況、被害状況に関する被害者証言の検討、告訴に至る経緯などについてさらに検討が加えられているのである。

## (二) 自由の信用性

自由の信用性についても、虚偽自由の疑いを示すだけでなく、そのような虚偽自由をするに至った経過まで詳細に仮説を提示するものが近時増えてきている。

例としてまず、浦和地裁平成五年六月二三日判決<sup>(10)</sup>を挙げる。この判決は、まず虚偽自白に至った理由として、「なぜやりに被告人の言動に、持病（鬱病）等を考え併せると、被告人は、執拗に同じことを聞き続けられた際には、その状況から抜け出るために、心ならずも虚偽の供述をする可能性を否定できない。一五日間本件車両の窃盗の容疑で執拗に自白を求められ続けた被告人が、面倒になって、虚偽の自白に至ることは十分ありうることと言わなければならない<sup>(11)</sup>」として、取調の経緯と被告人の性格、持病等具体的事情を指摘している。そして、客観的状況と自白内容との不一致について、「現場の状況と一致しない（筆者注―鍵が実際には壊されていないのに、共犯者Aが壊そうとしたという内容が自白調書に含まれている等）、しかも極めて具体性に乏しい不自然な供述がなされたのは、結局、被告人が現場に行ったことがないためではないかとの疑いを挟まざるを得ないことになる<sup>(12)</sup>」と述べ、「なお、被告人を取り調べたD巡查部長が作成した捜査報告書では、「南京錠」が壊されたとの記載があり、そうすると、被告人の自白調書で鍵が壊されたとの供述が録取されているのは、右報告書で示されている同巡查部長の思いこみが反映したものととも考えられる<sup>(13)</sup>」として取調官の誘導の疑いをも具体的に挙げている。さらに、「もつとも、そうすると、何故被告人は本件を共犯事件として自白したのかとの疑問が生じるであろう<sup>(14)</sup>」として「この点、被告人は、犯行当夜被告人宅に泊まっていたA及びBとも犯行時刻ころ外出していたし、その後本件車両を使用していたので、やがて同人数の指紋も本件車両から検出されるであろうから、同人数が本件車両を盗んできたものとして同人数を主犯とし、自分が同じ責任を負うのも馬鹿らしいので、自身は見張り役にしたというのである。これを不自然として否定することは難しい<sup>(15)</sup>」と指摘している。

また、虚偽自白に至った理由について、取調の経緯を詳細に認定することによって提示した事例として、松山地裁

平成五年一〇月一二日判決<sup>(16)</sup>を挙げる。

まず、取調全体の経緯として三点挙げられている。第一に、「本件においては、捜査官は、被疑者が自白しない場合、ほとんど連日、朝から夜間に至るまで数日間にわたって取調べ、自白しない者、自白を撤回しようとする者については、逮捕、勾留する方針で臨み、現にこの方針を実行したと見られること<sup>(17)</sup>」を指摘し、このような取調べが一般的に問題があるとはいえないとしながら、「被告人らは、警察の取調べを受けた経験のない者がほとんどであり、かつ对人的な経験の少ない職業の者や、老人、主婦等警察とはほとんど関係がない者である<sup>(18)</sup>」といった事情に照らし、「その取調の経緯に問題があつたと考えられる<sup>(19)</sup>」と述べた。

第二に、取調の態様について、「本件被疑事実を認める供述をするまで、連日の取調べを受けたが、全く供述調書が作成されていないことから窺われるように、捜査官は、その心証に反する被告人らの供述には全く耳をかさず、いわゆる押しつけの捜査を繰り返していたものとみられる余地が多い<sup>(20)</sup>」と指摘する。

第三に、「本件取調べの対象者のほとんどは、五〇〇〇円の現金受供与（有罪となつた部分）が一万円（無罪とされた部分とあわせて）となる程度の利害があつたにすぎない<sup>(21)</sup>」として、虚偽自白への抵抗がなかつたと述べた。

そして、被告人らのうち、特定の五人について、具体的に取調べに問題があつたことを述べ、その他、多数の被告人らも、強圧的な取調べないし押しつけの取調べ等がなされ、一方的で事実を如何に主張しても聞いてもらえなかつたと述べている旨指摘している。

以上から、「本件捜査においては、捜査官は、被告人Kの宇和島バスへの乗車及び同被告人らによる現金の配付があつたと考えたうえ、これらの事実を、被告人らに押しつけた可能性を否定できない<sup>(22)</sup>」と結論した。

また、「一般的な疑い」<sup>(23)</sup>を指摘するだけでなく、その「一般的な疑い」を当該事情に照らして「具体的な疑い」にまで高め、仮説を提示する裁判例もある。例えば共犯者の供述について、単に巻き込み供述の危険を一般的に指摘するだけでなく、当該被告人を巻き込む具体的理由があつたことが指摘されている事例がある。松山地裁平成五年一月一〇日判決は、次のように述べている。

被告人は甲からコカインの薬物の入手を何度も頼まれていながら実際には全くコカインの入手に尽力していなかった人物であり、その意味では被告人に対し甲が不快感やあるいは薬物の入手という点で役に立たない人物であるという感情を抱く可能性があることからすると、右感情から甲において虚偽の供述をする可能性がないとはいえない。また、被告人は海外ではあるが実際にコカインを使用したことがある人物である上、甲の逮捕当日及び前日において甲と一緒に行動していたものであり、仮に譲渡人が誰かについて虚偽の供述をする場合には、被告人はまさに最適の人物であるとも言える。<sup>(25)</sup>

### (三) 一部否認事件

一審無罪確定事件の中には、一部有罪、一部無罪という事例がかなりみられるのも特色といえる。複数の同種事件が起訴され、一部の公訴事実については争っていないのに一部については争っているという被告人の態度が、かなりの影響を与えていると解される。「詳細な反対仮説」と同様、上訴審が破棄しにくい事情の一つとして評価できるので、若干紹介したい。

例えば前述の松山地裁平成五年一〇月一二日判決では、四二名もの者が同一事実を自白していることが真実性を物語っているとする検察官の主張に対し、(有罪となった)事実については誰一人争う者はいないのに、当該事実については関係者全員が犯行を否認しているが、このように事件により異なる態度をとることの合理的な事情は、当該事



実がなかったからだと考える以外にないと述べている。<sup>(26)</sup> また、前述の浦和地裁平成五年六月二三日判決は、「奇妙なことに、被告人は、その取調中、本件車両の車内から発見された物品のうち、携帯電話等相当部分については自ら盗んだことを認め、六回にわたって現場を案内しているのである。そうすると、被告人は累犯前科を有する立場であるから、右盗難品の一部にせよ、その窃取を認めれば起訴されて実刑を科される立場にあるのであって、そのような中で本件車両の窃取のみ認めないことの無益さは十分承知しているものと思われる。にもかかわらず本件車両のみは自分が盗んだのではないと主張しているのであるから、十分な吟味が必要<sup>(27)</sup>」であるとしている。

## 二 「合理的な疑い／説明」に対する姿勢

### (一) 「一般的な疑い」に対する姿勢

「一般的な疑い」に対する一審無罪確定事件の姿勢は厳しい。注意則に該当するからといって直ちに被告人に利益に解されるわけではないという説明がほとんどの場合において含まれている。

例えば、前述の松山地裁平成五年一〇月一二日判決は、被告人らの「警察官から、執拗に呼び出されて取調べをさせ、或いは事実を認めなければ逮捕すると言われ、又は家族も取り調べるなどと言われて、強引に取調られ、その追及に耐えられず、やむなく真実はそうでないのに、犯行を認める虚偽の告白をした」という供述に対し、「一般的に言えば、強制捜査を避けて任意捜査の対象とした被疑者については、身柄拘束がされていない関係もあって、度々の出頭を求めるのはやむを得ないと考えられるし、また逮捕の要件がある者に逮捕する旨告げたとしても、その後の捜査が任意性を失うとも考えられないし、更に必要があれば、被疑者の家族から事情を聴取することも問題はないと考

えられるから、前記被告人らの供述は、そのみでは、本件自白の信用性を否定する理由とはし難い<sup>(28)</sup>と述べている。

また、自白の信用性がほとんど唯一の争点となつた和歌山地裁平成六年三月一五日判決は、当該自白調書の内容が詳細かつ具体的なものではないとしながらも、「これら自白調書は、いずれも被告人が判示第二の甲野院放火の被疑者として取調べを受けていた時期に作成されたものであるから、余罪である本件犯行についての自白の内容が、概括的かつ抽象的なものであるのはむしろ自然であるから、そのこと自体から、直ちに、本件自白調書の信用性が減殺されることにはならない<sup>(30)</sup>」としている。虚偽内容が含まれていることについても、「確かに、犯人が自白をするに際し、すべてについて真実を語るとは限らず、自己の刑責を軽くするため、あるいは捜査を混乱させるためといった種々の思惑から、共犯者を引き込む等虚実を織りまぜて供述することも往々にして見られるところであつて、自白調書中に虚偽の事実があるからといって、そのすべてについて体験供述性が直ちに否定されるといふわけではない<sup>(31)</sup>」とする。本判決は自白に秘密の暴露がないという指摘もしているが、それは単なる指摘に留まり、最後の総合評価の場面に<sup>(32)</sup>おいても全く言及されていない<sup>(33)</sup>。

## (二) 「一般的な説明」に対する姿勢

一方、被告人に不利な「一般的説明<sup>(34)</sup>」に対する配慮は相当なされており、具体的事情を詳細に挙げ、「一般的説明」が成立する可能性を否定しようとしている。この傾向は控訴審の有罪判決破棄事例と同様である。

中には、被告人に不利な「一般的説明」を、当該事情と照らし合わせることによつて、被告人に有利な「具体的疑い」に転換しているものもある。例として、前述の浦和地裁平成五年六月二三日判決を挙げる。この事件は窃盗事件であり、被告人が犯行期日からまもない頃に盗まれた軽自動車を運転していたという間接事実、および、被告人の

自白が主要な証拠である。自白の内容は、共犯者がいるというものであり、検察側は、その共犯者の部分は虚偽であり、単独犯行であると主張した。これに対し、判決は次のように述べている。

供述というものは真実と虚偽とを織りまぜてなされることがあり、当該部分も、自分は見張りをしていただけであるということにして、追従的、消極的な犯行関与形態とし、責任が軽くなることを狙ったものという見方をすることも可能と思われるが、そうであれば、当然その共犯者は捜査官に検挙可能な者、あるいは少なくともその存在を確実に推測させるものでなくてはならないであろう。そうでなければ、直ちに虚偽と見抜かれ、かえって自らに不利になりかねないからである。しかし本件では、起訴検察官も含めて、被告人の共犯者に関する供述は、架空の人物を共犯者とする虚偽の供述とみているのであって、そうすると、検察官がその虚偽性を強調すればするだけ、被告人は、それほど嘘が簡単にわかるような話をわざわざ仕立てたのであろうかとの疑問が強まることになる。<sup>(35)</sup>

### （三） 捜査、検察側の立証に対する帰責

このように、一審無罪確定判決においては、被告人に不利益な説明が可能かという判断について相当配慮がなされている。これと関連して、これ以上合理的な説明があるかを判断する証拠がないとし、その責任を捜査官や検察官に帰せる場合がある。

例えば、前述の和歌山地裁平成六年三月一五日判決がある。本件において問題とされたのは自白内容と客観的事実との不整合であるが、それは二点（共犯者の存在と点火方法）のみであり、しかも一点（点火方法）は、客観的事実がそもそも明確でない状況である。この点については、自白内容の通りの方法で点火するか否か、裁判所による実験が行われている。この種の実験は、再審事件等でみられるように、犯行時と条件が異なるという理由で証拠価値が否定される場合も多い。しかし本件では、再度の実験を検察側が拒否したことを次のように強調し、そのような理由に

よつて破棄されることを防ごうとしているように思われる。

前記のとおり検証に使用したふすまが、経年劣化等の関係で検証の資料として適切でないくらいがあることから、期日間の事前準備において、検察官、弁護人双方が、本件当時丙川院で使用されていたものに近いふすまをそれぞれ収集したうえで、再度燃焼についての検証を行うことで合意ができ、これに従い前記の方法で燃え上がらないことまでの立証責任を負わない弁護人が、敢えて危険を犯してまでこれを収集して検証の資料を準備したにもかかわらず、検察官は時間的余裕がない等を理由にこれをなさなかつたため、結局立証が行えなかつたもので、検察官はこの点の立証を放棄したものと*(36)*いわざるをえない。

また、前述の浦和地裁平成五年六月二三日判決は、AとBという共犯者がいるという被告人の指摘に対し（検察官はそれに信用性がないとし、単独犯行を主張している）、「検察官が裏付けが取れないというAとBについては、前記  
 自白調書において、被告人が、同人らの住所は分からないとしながらも、相当具体的な供述をし、現に被告人の行動可能な範囲に相当多数の同姓同名の者がいることが明らかになったにもかかわらず、捜査官は、それらの者がいずれも犯罪歴を有しないという一事により（この事を被告人は何ら言及していない）、早々にそれ以上の捜査を打ち切っているのである。そうすると、共犯者についての被告人の供述が虚偽か否かは、いずれにせよ、未だ検察官が言うほどには明白ではない、と*(37)*言うべきである」と述べている。

また、浦和地裁平成五年七月六日判決は、被告人の弁解の信用性を判断するにあたり、次のように捜査を批判している。*(38)*

捜査当局は、執行猶予中の身である被告人が執行猶予の取消を免れるためにその刑責を否認するところの単なる弁解であると考え、被告人の具体的に主張する事実の有無について裏付け捜査を行った形跡が証拠上一切窺えないばかりか、A子とB子（筆者注—本件被害者とされている者）の各供述内容には何らの不可解な点がないと鵜呑み

にしたと思われるでも仕方のない形で本件捜査がなされているように窺える。

被告人の弁解が裏付捜査により否定されれば、被告人としては新たに合理的な説明をせざるを得なくなるのであり、これにより、捜査が更に真実に一步近づぐことになると言える。

前示のとおり、A子とB子の各証言には看過し得ない矛盾点・疑問点があるうえ、本件が前掲の如き客観的証拠もない事案であり、被告人が当初から犯行を否認しているのであるから、その捜査を遂行するに当たっては、被告人の主張する事柄について、万全を尽くした裏付捜査を遂げる必要があるにも拘わらず、これが行われた形跡が窺えないことは、誠に遺憾であったと言わざるを得ない。<sup>39)</sup>

### 三 小括

一審無罪確定事件判決については、次のような結果が得られた。

第一に、証拠の検討が不十分であるとして上訴審が介入する余地を与えないほど周到な叙述がなされる。すなわち、「一般的疑い」を自ら否定したり、「一般的説明」に配慮をするといった形で叙述される場合が多い。また、被告人に不利な合理的説明ができないことを、証拠の検討に基づいて示すだけでなく、それ以上の検討ができないことを警察や検察に対し帰責するという形で示す場合も多い。これらの特徴は、上訴されないように、あるいは上訴審で破棄されないように、一審裁判官は相当意識的に判決理由を書いていることを窺わせる。

第二に、被告人に有利な反対仮説を詳細に叙述できるだけの事情が存したり、一部は一貫して自白しているのに一部は否認にこだわるといった事情に代表されるように、否定されにくい強度の疑いを叙述しうる場合が多い。

これら諸事例は、無罪判決を出そうとする裁判官にとって、「判決理由の書き方」という点でかなり参考になる事

例群といえる。他方で、これらの事例は、このような判決理由を書けるような場合でない、と、一審無罪判決確定を導きにくい、ということを示唆しているようにも思われる。一審裁判官が無罪判決を出すことに對して相当プレッシャーを感じていることを窺わせるのである。このような判決理由が書けることが要請されているとすれば、一審における「合理的な疑い」はかなり高度な疑いを意味するものといわなければならない。

- (1) 最高裁事務総局刑事局「平成一〇年における刑事事件の概況(上)」(法曹時報五二卷二号二二四頁)中の表四四によると、近年における控訴事件の終局人員中、刑事訴訟法三八二条(事実誤認)を理由とする検察官申立数は、一七(一九九四年)、三五(一九九五年)、二九(一九九六年)、三三(一九九七年)、四一(一九九八年)件である。
- (2) 最高裁事例の場合につき、拙稿「刑事裁判における証明基準の研究(一)」大阪経済法科大学法学論集四七号一一九、一五九頁、控訴審事例の場合につき、拙稿「刑事裁判における証明基準の研究(二)」同四九号六九、八五頁参照。
- (3) 判時一四五四号一五四頁。
- (4) 判時一四五四号一六二頁。
- (5) 拙稿・前掲論文(阪経法論四七号)一三九頁以下、同一七二頁以下、拙稿・前掲論文(阪経法論四九号)七二頁以下参照。
- (6) 判時一五六二号一四一頁。
- (7) 判時一五六二号一五三頁。
- (8) 判時一五六二号一四八頁。

- (9) 判時一五六二号一四八頁。
- (10) 判時一五〇六号一五七頁。
- (11) 判時一五〇六号一五九頁。
- (12) 判時一五〇六号一五九頁。
- (13) 判時一五〇六号一五九頁。
- (14) 判時一五〇六号一六〇頁。
- (15) 判時一五〇六号一六〇頁。
- (16) 判時一五〇四号一四四頁。
- (17) 判時一五〇四号一五八頁。
- (18) 判時一五〇四号一五八頁。
- (19) 判時一五〇四号一五八頁。
- (20) 判時一五〇四号一五八頁。
- (21) 判時一五〇四号一五八頁。
- (22) 判時一五〇四号一六〇頁。
- (23) 拙稿・前掲論文（阪経法論四七号）一五三頁以下、拙稿・前掲論文（阪経法論四九号）八四頁以下参照。
- (24) 判夕八四七号二九一頁。
- (25) 判夕八四七号三〇三頁。その他、覚醒剤関連事件において反対仮説を詳細に述べるものとして、①広島地判平成九年九月一八日・判時一六三〇号一五六頁、②東京地判平成一〇年一月一二日・判夕九九一号二八三頁、および③東京地判平成一〇年六月二九日・判夕一〇〇三号三〇八頁がある。①は、被告人に不利な供述をした△子につき、△子の関係者が逮捕されたのは被告人の密告によるものだと嘖が存在していたことを指摘している（判時一六三〇号一五九頁参照）。②は、

被告人に不利な△の検面調査の信用性を否定するにあたり、△には被告人との関係を清算する意図等があったことを指摘している（判タ九九一号二八六頁参照）。③は、「△が被告人を隔れる動機の存否については、もとより本件において明らかにする必要はない」（判タ一〇〇三号三二二頁）と述べつつ、被告人に不利な△の証言の信用性を否定するにあたり、△が被告人らからの疑惑の追及を免れようとする動機その他につき詳細に述べている（同三二二頁参照）。なお、覚醒剤関連事件ではないが、いわゆる共犯者の自由につき、福岡地判平成九年五月一日・判時一六一七号一五〇頁は、当該「共犯者」の自首の経緯につき検討を加え、疑問を呈している（同一五四頁以下参照）。

- (26) 判時一五〇四号一六一頁。
- (27) 判時一五〇六号一六〇頁。
- (28) 判時一五〇四号一五八頁。
- (29) 判時一五二五号一五八頁。
- (30) 判時一五二五号一五九頁。
- (31) 判時一五二五号一六一頁。
- (32) 判時一五二五号一六〇頁参照。
- (33) 「一般的疑い」に対する厳しい姿勢の例外として、甲府地判平成九年七月八日判決・判時一五六号一五九頁が挙げられる。例えば証人二名の供述の信用性につき、各証言間、かつ被告人の供述との間に食い違いがみられることを指摘しつつも、「それらの食い違い等は証言全体の信用性を全く否定せしめる程度のものではなく、むしろ、両名の証言態度に照らせば、その証言内容は記憶のままを特にあれこれ考えもせずに、各人各様に述べているとの評価をなしうる」（同一六一頁）と評価している。通常このような叙述は被告人に不利な供述に対し信用性を認める場合になされるが、本判決では、被告人に有利な供述に対しこのような叙述をしているのが興味深い。

(34) 拙稿・前掲論文（阪経法論四七号）一八一頁、拙稿・前掲論文（阪経法論四九号）八四頁以下。



- (35) 判時一五〇六号一五八頁。
- (36) 判時一五二五号一六一頁。
- (37) 判時一五〇六号一五八頁。
- (38) 判タ八四二号二二二頁。
- (39) 判タ八四二号二三〇頁。

## 第六節 日本の裁判例検討総括

### 一 本章のまとめ

本章の目的は、「合理的な疑い」という言葉が日本の実務においてどのような機能をもって使用されているかを認識することにあつた。まず、事実認定に関する裁判例を対象としたこれまでの検討結果をまとめてみよう。

第一に、上告審の諸事例は、「合理的な疑い」、「被告人に不利益な合理的な説明」それぞれについて、検討過程を叙述することに積極的でない。

第二に、控訴審の諸事例は、有罪判決破棄の場合であれ、無罪判決破棄の場合であれ、ある程度具体的に原判決理由を批判しようと試みている場合が多い。しかし、無罪判決破棄事例においては、具体的に原審の叙述を批判しているようにみえながら、実は単に自身の結論を記しているにすぎない場合等がある。また、具体的に批判しない場合も

存するが、それは無罪判決破棄事例に限られている。

第三に、一審無罪確定事件は、あらゆる事項について詳細、具体的に叙述している。

こうしてみると、無罪（または有罪判決破棄）という判断を行うにあたり、原審の説明を具体的に批判することなく、一般的な疑いを「合理的な疑い」とするのは、最高裁の事例に集中していることがわかる。このことは、最高裁のような叙述方式を下級審判決はとることが事実上できないことを示唆している。そして、最高裁が示す疑いを本来の「合理的な疑い」とするならば、下級審判決で示される「合理的な疑い」は、具体的な理由を叙述し得た場合にのみ認められるという意味で、本来の「合理的な疑い」よりも高度なものになる可能性が高いことを示している。<sup>(1)</sup>

一方、有罪（または無罪判決破棄）という判断を行う場合については、具体的批判を叙述せず（あるいは、具体的批判にみえるがそうではない）、「一般的説明」に依拠するという場合が各審級共通にみられる。このことは、日本の実務において「合理的な疑いを超えた証明」というフォーミュラが定着したのは、主として上訴審における審査基準として使うためであり、原審の事実認定、特に無罪判決を誤りとするための論拠を示す用語として有用であったからではないかという疑いを強く生じさせる。すなわち、原審が判決理由で述べている疑いを否定するためには、「高度の蓋然性がある」という表現や、「確信すべきであった」という表現よりも、「合理的」という曖昧な概念のもと、「当該疑いは合理的でない」と表現するのが、個々の証拠の証明力について具体的に叙述することなく済ませられるので都合がよいのである。「確信」と「合理的な疑いを超えた証明」とは同一の概念であるとしながらも、第一審には確信を要求し、上訴審には合理的な疑いを超えた証明があるかどうかを審査すべきという主張があるが、これは<sup>(2)</sup>論者の意図はともあれ）この実務の現状を反映しているように思われる。日本における「合理的な疑いを超えた証明」は、

原無罪判決の判決理由を具体的に批判することなく破棄する審査用語として最もその機能を發揮しているのである。

## 二 従来の認識・評価との関連

以上の結論は、実務についてこれまでなされてきた様々な認識および評価と食い違う点を含んでいる。そこで、本章で得られた認識と照らし合わせ、それらを検討してみることにする。

**最高裁は、無罪判決  
破棄には慎重か？** 刑訴法四一一条三号の適用について、最高裁は、有罪判決を破棄する場合と、無罪判決を破棄

合には重大な事実誤認ありとして無罪判決も破棄しているとする認識がある。すなわち、経験則違反といえる場合に過ぎない場合には、原判決の有罪判決を破棄することはあつても、無罪判決を破棄することはないというのである。これをもつて、最高裁は、無罪判決の破棄には極めて慎重との評価がなされている。しかし、四一一条三号の解釈そのものについて、最高裁が正面から判断を示した事例はない。そこで、これらの認識と評価が適切なものといえるか検討したい。

<sup>(4)</sup> このような認識が初めて具体的に明示されたのは、昭和五二年五月六日第二小法廷判決<sup>(3)</sup>に対する高木典雄解説である。高木は、その理由として次のような点を挙げている。

第一に、八海事件第二次上告審判決が、<sup>(5)</sup>「本件のように原判決に審理不<sub>レ</sub>尽、理由不備の欠陥があり、その欠陥が延いて原判決を破棄するの<sub>レ</sub>でなければ著しく正義に反するものと認められるほどの事実誤認を導き出しているときは、

刑訴四一一條一號、三號により原判決を破棄すべきである<sup>(6)</sup>と判示していることである。

第二に、同判決において、高木常七裁判官が、「本件についてこれを見るに、原審のした証拠の取捨判断及び事実認定は、挙示の証拠に照らして首肯しえないではなく、その取捨判断及び認定の過程において明らかに経験則ないし論理法則に違反するとも認められないから、刑訴法四一一條を適用すべき事案ではない<sup>(7)</sup>」との少数意見を述べていることである。

第三に、現に最高裁における事実誤認を理由とする破棄例はかなりの数にのぼるのに、原審の無罪判決に事実誤認ありとして破棄した例は極めて少ないことである<sup>(8)</sup>。

以上の三つの理由を挙げ、高木は、「最高裁判所が事実認定に関連して原判決を破棄する場合には、原判決が無罪判決であるか有罪判決であるかによって、刑訴法四一一條にいう『原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるとき』との適用基準を異にして（おり）・・・無罪判決の破棄には極めて慎重であることをうかがうことができ<sup>(9)</sup>」と主張し、昭和五二年五月六日判決が、原判決は経験則に違反して事実を誤認した疑いがあるとして破棄したのも、その現れであるとする。

この認識は、昭和五九年四月二四日第三小法廷判決<sup>(10)</sup>（波谷事件）の安廣文夫解説<sup>(11)</sup>により、「同様の傾向はその後も続いているとできよう<sup>(12)</sup>」として受け継がれている。安廣はその根拠を挙げていないが、おそらく高木が第三に挙げた傾向が昭和五九年当時も続いていると判断したこと、および、有罪判決を破棄した当該判決が「経験則違反」という語句を使用していないことが、そのような主張の理由であろう。いずれにせよ、高木の挙げる理由三点につき検討することが必要になる。

まず第一の点であるが、どのような趣旨でこれが挙げられているのか、理解が困難である。なぜなら、審理不尽があり、重大な事実誤認を導くという叙述は、最高裁が有罪判決を破棄する際の常套文句でもあるからである。理由不備が挙げられているのは珍しいといえるが、検討すべき点を検討したことが理由中に示されていないという程度の意味と捉えることができ、ここでは審理不尽と同義と解すべきであろう。以上から、第一点は、有罪判決破棄と無罪判決破棄によつて最高裁が基準を異にしているという主張の根拠にならないばかりか、むしろ、有罪判決破棄、無罪判決破棄、両者について、同一の基準を適用していることを示すものといえるのではないか。

次に第二の点であるが、そもそも、少数意見を根拠として最高裁の一般的傾向を導き出すことは妥当なのだろうか。また、高木常七裁判官の少数意見は、最高裁が事実問題に介入すべきなのは、明らかな経験則・論理則違反が認められる場合に限るか否か、という一般的な問題（書面審査による上告審の介入の是非）に対する見解を示したものと<sup>(13)</sup>える。判断基準を有罪判決破棄と無罪判決破棄とで異にするという見解の表明ではないと解するのが自然であろう。以上のように、第一の点と第二の点は、最高裁が無罪判決破棄に、より慎重な姿勢を示しているという認識の根拠にはならない。そこで、第三の点、すなわち無罪判決破棄事例の数は有罪判決破棄事例の数よりも少ないという点がポイントとなる。

無罪判決破棄の事例数が有罪判決破棄の事例よりも少ないということとは確かに事実である。しかし、それは、最高裁が受理する事件における無罪判決の割合が圧倒的に少ないことで説明がつくのではないか。割合で考えれば、最高裁は四一一条三号による職権破棄を申し立てた有罪判決上告のほとんどを棄却しているのであるから、むしろ有罪破棄について「も」極めて慎重であると結論づけることができるのではないか。<sup>(14)</sup>したがって、無罪判決破棄事例が少な

いことから、無罪判決破棄に慎重だと結論を直ちに導くには飛躍があるといわざるをえない。

これに加えて、審査対象となる原判決理由の叙述の特徴を挙げることができる。本章第二節で検討したように、最高裁が有罪判決を破棄する事例は、そのほとんどが、審理不実により生じた重大な事実誤認の類型に該当する。すなわち、合理的な疑いが存する（と最高裁が認めた）のに、それにつき原判決が示していないというものである。原判決が有罪判決の場合、審理不実と判断し、その点を具体的に叙述するのは容易なことが多いのである。これに対し、原判決が無罪判決の場合には、証拠をどのように評価しようとも合理的な疑いが残ることが詳細に記されているのが通常であり、最高裁が審理不実を論証するのは非常に困難なことといえる。無罪判決破棄が少ないのは、そのような事情がからんでいるといえる。昭和五二年五月六日判決が扱った原無罪判決は、合理的な疑いを抱くに至った過程が示されていない珍しい事案であり、有罪判決破棄と同様、審理不実を指摘することが容易なケースであったということができる。その意味で、本判決のポイントは審理不実にあつたのであり、「経験則に違反して」という部分は、実質的には、当該問題につき証拠評価の過程を十全に記していないことを批判するものと解すべきであろう。以上のように、原判決に対する批判形式をみるかぎり、最高裁は、無罪判決破棄にせよ有罪判決破棄にせよ同一の基準で判断しており、原判決が無罪判決の場合には、審理不実を指摘することが困難であるので、結果的には無罪判決破棄が慎重であるようにみえるだけと解すべきである。

なお、本章第三節で扱った燃糸工連事件最高裁判決につき、前記高木解説を引用して、「本判決は、原判決には経験則違反といえる重大な事実誤認があるとみたもの」であるとの解説があるが、<sup>(15)</sup>具体的ななぜそういえるのか、明らかでない。実際、この判決には、「経験則違反」という言葉が使用されていない。また、この判決が原判決を批判す

る際に採った叙述方法は、本章第三節で検討したように、一刀両断型のものばかりであり、まさに、具体的に原判決の叙述を批判することなく自己の判断を優先させたものである。したがって、実質的には「審理不尽」と同義の「経験則違反」を指摘したものと評価することはできないのである。

なぜ無罪判決理由のほ  
うが詳細になるのか？

従来より、有罪判決理由よりも無罪判決理由のほうが詳細であるとの印象がもたれてきてい  
る。例えば児島武雄は、「漠然とした感じではあるが、一般的にいって、無罪判決の理由の

ほうが有罪判決の場合より詳しいのが普通ではないだろうか。それは、当然そうなるのかもしれないが、一面奇妙な  
ことであり、有罪判決の理由のほうがむしろ簡単にすぎるからかもしれない」と指摘し、「必要な説明を省くことは  
できないが、過度に冗漫な、そして不必要な理由説明は行うべきでない。また、自ら意図するところでもないとしても、  
いわゆるスタンド・プレー的な理由説明になることも厳に慎むべきである」と注意を促している。田宮裕も、無罪判  
決の理由が「必要以上に詳細だと思われる場合も見受けられる」と指摘している。<sup>(17)</sup> 無罪判決の理由が詳細であるとの  
認識は本稿の認識と共通する。<sup>(18)</sup>

いずれの指摘も、無罪判決理由のほうが詳細だという事実を指摘し、簡明に書くべきだと批判するのみで、無罪判  
決理由が詳細になる原因については触れるところがない。

しかし、原因を究明しないで、要求のみ押しつけても、現状においてそれに従うことが困難なのであれば、如何と  
もしがたい。それでは原因は何かということになる。

端的にいうならば、無罪判決の理由を詳細に書かなければ、上訴審で破棄される可能性が一般的に高いからである。

一審有罪率が常に九九%以上という日本において、一審裁判官が無罪を出すということは特別なことであり、ある意味異常なことなのである。このうち、ほとんど検討しなくとも無罪が明白であるような事例が多く存在することは通常考えられないので、一審裁判官が無罪判決を出す場合のほとんどは、有罪、無罪が微妙な事件であるということになる。そうであれば、無罪判決が上訴され、破棄される可能性は高いといわざるをえない。しかも破棄される理由は「合理的とはいえない」との一言で済まされるのである。したがって、一審裁判官は、あらゆる「一般的説明」の可能性を排除して自身の疑いが如何に反駁できないものであるかを事実上示さなければならぬ。無罪判決理由が詳細になるのは必然的といえる。無罪判決理由を簡明に書かせようとするならば、そうできるだけの条件を整えなければならぬ。

アナザーストーリーを裁判  
官は要求しているのか？

実務において用いられている「合理的な疑いを超えた証明」は本来の意義と異なつて用いられているとの批判が、近時強くなつてきている。例えば村井敏邦は、「検察官が示した被告人の犯行であるというストーリーに対して、被告人が具体的な別のストーリーを提示することができる場合にはじめて、疑いが示されたということになり、さらに、その別のストーリーの『合理性』が肯定されて、裁判官はやつ

と『合理的な疑い』を持つ。これが、現実の訴訟におけるこの基準の機能である。」<sup>(19)</sup>と実務の現状を批判し、「弁護側から『一応理由のある疑い』が提示されれば、検察側は、この疑いをぬぐい去らない限り、有罪という判断は得られないのである。そのような疑いも残るが、有罪の可能性のほうが強いというのでは証明されたことにはならない。疑いはまったく残してはならないというのが、*'beyond reasonable doubt'*の意味である<sup>(20)</sup>と指摘している。すなわち、村



井は、実務が実質的には「証拠の優越」で有罪無罪を判断しており、両当事者の提示するストーリーのうち、より合理的なものに裁判官が従っているという認識を持ち、批判しているのである。

もちろん、このようなことが実際に日常的に実務で行われているのであれば、それは明らかに「合理的な疑いを超えた証明」原則に違反しており、厳しく批判されなければならないであろう。それでは、そのような現状認識は正しいであろうか。

このような指摘がまさに当てはまると思われる事例も存在する。例えば、名張事件第五次再審請求審異議審決定が頻繁に用いている「それなりに」という表現は、「証拠の優越」基準により判断していることを強く窺わせるものがある。<sup>(20)</sup>

しかし、全ての事例において「証拠の優越」的判断が行われていると断じることが必ずしもできない。本章の検討から、二通りの仮説が考えられる。

第一に、裁判官自身、弁護人が提示する疑いについて、それを解消したと実際に判断していると考えられる。裁判官自身の脳裡には既に疑いは残されていないのである。しかし、なぜ解消したといえるのか、具体的に叙述することは困難である場合が多いであろう。この場合、裁判官がとるであろう叙述は、単に「弁護人の指摘する疑いは合理的とはいえない」とのみ述べるか、「弁護人が指摘する疑いが合理的なものであることを示す証拠は存在しないし、弁護人もそのような証拠を提出していない」というように、弁護人に責任を転嫁するという形をとるか、いずれかしかないのではなからうか。<sup>(23)</sup>

第二に、弁護人が提示する疑いが「合理的な疑い」か否か判断がつかない場合に、合理的な疑いではないと判断す

ることが事実上強制されているとも考えられる。要するに、疑いを解消させる「合理的な説明」が「可能」な場合、無罪としても上訴されて破棄される可能性が高く、また、それ自体可能な「合理的説明」を不可能だと論証することはできないので有罪としているとも考えられるのである。

以上のように、客観的には裁判官はアナザーストーリーを要求し、証拠の優越を証明基準と解しているかのようにみえる場合でも、裁判官の主観としては、そうではないと解することは可能である。特に、第二の仮説が成り立つならば、個々の裁判官に本来の合理的な疑い基準を適用せよと要求しても実現は困難であろう。本来の合理的な疑い基準に従うことができるようにシステム自体を変えなくてはならないであろう。

「適正な事実認定」と判決理由 このシステムの問題に関連して、最近「適正な事実認定」という主張が有力になされている。例えば白取祐司は、憲法三一条の適正手続の要請として「適正な事実認定」を捉え、その意義を①

「疑わしいときは被告人の利益に」の原則を基本とし、②適正な証拠能力ある証拠のみにもとづき、③証拠評価は、注意則・経験則に従って客観的・分析的に行う認定方法とする。<sup>(24)</sup>特に、③については、「事実認定過程を可視化し、事実認定が事後的に検証可能であるために不可欠の要件」であり、「自由心証主義の名の下に、裁判官が自己の主観的・直感的な事実認定をブラックボックスに隠蔽させないためにも、事実認定が客観的・分析的になされ、かつそれが有罪判決の場合には判決理由で有罪の証拠構造を示すよう要求していなければならぬ」とする。<sup>(25)</sup>

この指摘自体は正しい。自由心証主義は合理的な心証形成を要求している。したがって、合理的な心証形成をしたことを裁判官は示さなければならぬ。しかし、現行の上訴審の運用を前提とするならば、この要求をすることに果

たしてどれだけ実効性があるかという問題が生じるのではないだろうか。すなわち、適正な事実認定を担保するためには証拠説明が必要であるという指摘は正当であるが、いくら詳細な証拠説明をしたとしても、現状のように当該説明につき具体的に批判することなしに上訴審が破棄することを認めるならば、証拠説明を要求する意義は半減するといえる。また、結論的に誤りがなければ良しとするならば、合理的な証拠評価の要求も十全な効果を示さないだろう。<sup>(26)</sup>したがって、証拠説明に対しどのような法的意味を付与し、上訴審の審査基準をどのようなものにすべきかにつき、さらに検討することが必要となろう。

また、本章から得られた結論は、証拠評価の過程を叙述することが、無罪判決を出そうとする裁判官にプレッシャーを与え、「合理的な疑い」を「高度な疑い」にすることになっているというものであった。したがって、証拠説明を要求するとしても、そのような効果を与えないようなシステムが必要になる。

これらの点につき参考になるのがドイツの上告審における事実認定審査システムである。ドイツでは、法律審である上告審が事実問題につき介入することは原則としてできないとされてきた。しかし、誤判の是正のためには、全く事実問題に上告審が介入しないというのも問題である。そこで編み出されたのが、詳細な証拠説明を要求し、その叙述の合理性を検討するという「あとづけ可能性 Nachvollziehbarkeit」審査である。そこで、この審査がどのようなものなのか、実務で具体的にどのようなように展開されているのかについて、次章で検討を試みることにする。

- (1) 下級審の「合理的な疑い」が高度なものになる制度的理由として、裁判官としての地位の格差を挙げる見解もある。庭山英雄「再論・最高裁破棄無罪事例」(光藤景皎編『事実誤認と救済』所収) 参照。
- (2) 例えば野間禮二「犯罪の証明」判タ八八八号一八頁参照。
- (3) 刑集三一巻三号五四四頁。兇器準備集合罪における「共同加害目的」の認定が争われたものである。
- (4) 『最高裁判所判例解説刑事篇(昭和五二年度)』一九〇頁。
- (5) 最一小判昭和三七年五月一九日・刑集一六巻六号六〇九頁。
- (6) 刑集一六巻六号九九五頁。正確には、「原判決には叙上の諸点で審理不尽、理由不備の欠陥があり、その欠陥が延いて原判決を破棄するのなければ著しく正義に反するものと認められる程の事実誤認を導き出しているものと考えるのである」。
- (7) 刑集一六巻六号九九六頁。
- (8) 以上、前掲解説二〇〇—二〇一頁参照。
- (9) 前掲解説二〇一頁。
- (10) 刑集三八巻六号二一九六頁。
- (11) 『最高裁判所判例解説刑事篇(昭和五九年度)』二七八頁。
- (12) 前掲解説(昭和五九年度) 二九七頁。
- (13) 刑集一六巻六号九九六頁。「原審の認定に」いささか釈然とし得ないものがなくはないが、証拠の取捨判断及び事実の認定は、直接審理によつて得べき心証に負うところが多く、しかも、それによつて得た微妙な心証は、筆紙に尽くして悉くこれを判決に現し得ないのを常とするから、みずから事実の取調べをなさず、専ら書面審理によつて事件の全貌を把握するしかない上告審としては、右判決の過程において明らかに経験則の違反ないし論理法則の違背があると認められないかぎり、それを尊重するのが相当である」。
- (14) むしろ検察官上告申立に対する原判決破棄率が高いことにつき、村井敏邦「刑事手続と最高裁判所」法時五九巻九号二

- 八頁、同「最高裁判所発足五〇年と刑事手続」法時七〇巻一号一九頁参照。
- (15) 大淵敏和「最高裁判事破棄判決の実情(下)——平成七年度——」判時一五六九号一八、二五頁。
- (16) 拙稿「刑事裁判における証明基準の研究(二)」大阪経済法科大学法学論集四七号一九、一七八頁以下参照。
- (17) 以上、児島武雄「無罪判決の理由」(熊谷弘他編『公判法大系Ⅲ』所収)三三六頁。
- (18) 田宮裕『刑事訴訟法(新版)』四二九頁。
- (19) 村井敏邦「刑事裁判における証明基準の憲法的基礎」(杉原泰雄教授退官記念論文集『主権と自由の現代的課題』所収)三四頁。
- (20) 村井敏邦『刑事訴訟法』二九四—二九五頁。
- (21) 名古屋高決平成五年三月三一日・判タ八三四号二二八頁。
- (22) この点につき、村井敏邦、大出良知「それなりの証明で死刑」法学セミナー四六三号一二頁参照。
- (23) 一審無罪判決確定事例において、捜査・検察側に対し、「被告人に不利益な合理的説明」ができないことを帰責するといふ方法が採られていたことを想起せよ。なお、村岡啓一「情況証拠と事実認定」刑雑三九巻二号二九一、三〇三頁以下参照。
- (24) 白取祐司「自由心証主義の反省——適正な事実認定のための試論——」(光藤景皎編『事実誤認と救済』所収)二二頁。
- (25) 白取・前掲論文二一頁。
- (26) 刑訴法三八二条は、「明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があること」を要求している。
- (27) 極端にいえば、一審が「よくわからないが何となく有罪だと思ふ」と書いたとしても、上訴審が適正に証拠評価した結果、有罪という結論に到達したならば、それで事件は解決してしまうことになりかねない。

